

概要版

宍粟市 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度



平成 27 年 3 月

宍 粟 市

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進む一方、夫婦が理想とする子どもの人数と実際の子どもの人数の間には開きがあり、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があると指摘されています。

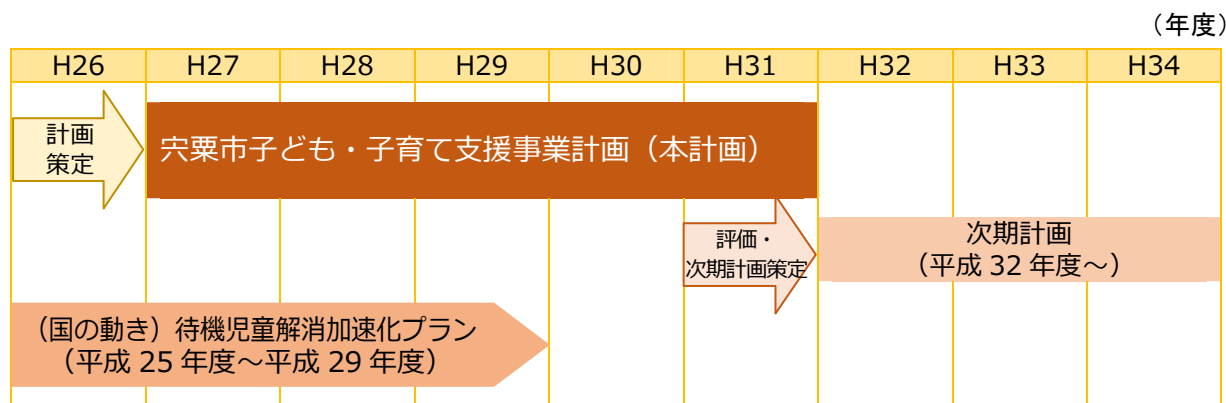
宍粟市では、平成 22 年 3 月に「第 2 次宍粟市少子化対策推進総合計画（しろうども・子育て応援プラン）」を策定し、様々な子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実等、施策の展開を図ってきました。しかし、少子高齢化、保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

計画の期間と位置づけ

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜計画の見直しを行っていくものとします。



計画の基本理念

宍粟市の自然、文化等あらゆる環境や地域のつながりのなかで、「子どもの最善の利益」が実現され、子どもの育ちとともに親の育ちを一体的に支え、一人ひとりの子どもが健やかに、幸せに成長することができるよう、子ども・子育て支援を推進します。

つながり はぐくみ 子どもが輝くまち

計画の基本的な視点

1 子どもの育ちの視点

乳児期から幼児期へと子どもがはぐくまれる過程において、情緒の安定や他者への信頼感の醸成、他者との関わりや基本的な生きる力を獲得していくことは、子どもが成長していくうえで大切なことです。子どもと保護者が安心してふれあえること、質の高い教育・保育の安定的な提供をすることで、子どもが健やかにはぐくまれる支援に努めます。

2 親としての育ちの視点

安心して子どもを産み、育てていくことができるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことはもちろん、子どもを産み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ち合うことができる学習機会や場の整備を進めていきます。

3 地域での支え合いの視点

地域のあたたかなまなざしが、子育て家庭に注がれていることを実感できるよう、取り組みを充実させ、その発信と周知に努めます。そのうえで、子どもやその家庭が地域や社会とつながり、良好な関係を築きながら、健やかにはぐくみ、はぐくまれることが大切です。

4 支援を要する子どもへの視点

障がい、疾病、虐待、貧困等の社会的な支援の必要性が高い子どもや、その家族を含めたすべての子どもと子育て家庭が等しく保障されることをめざすことが重要です。

5 ワーク・ライフ・バランスの視点

宍粟市では核家族世帯が増加傾向にあり、そのなかでも働く女性が増えている現状があります。子育てのなかで、安心して子どもを預けることができる体制を確保しつつ、仕事との両立を図りながら暮らしていけるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

子ども・子育て支援新制度 平成27年度4月スタート!

子ども・子育て支援新制度とは、子どもが健やかに成長できる社会をめざし、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。

1. 「認定こども園」の普及 幼稚園と保育所のいいところをひとつに
2. 保育の場を増やし、待機児童を減らす 子育てしやすく、働きやすく
3. 子育て支援の量の拡充や質の向上 保護者への支援も
4. 子どもが減ってきている地域の子育て支援 地域の状況を踏まえて

幼児教育・保育施設等の利用には、幼児期の質の高い教育・保育を「個人への給付」として保障します。

※財源は消費税の増収分が充てられ社会全体で子ども・子育て支援のために活用。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 幼稚園
- 保育所
- 認定こども園

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う。)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う。)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 時間外保育事業(延長保育事業)
- 放課後児童健全育成事業(学童保育所)
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリーサポートセンター事業
- 妊婦健康診査事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事

新制度利用について

- ・保育所への入所要件緩和
フルタイム就労のほか、パートタイムやその他の事由が増えました。
- ・教育・保育施設の利用と認定
保育所利用を希望の場合は、市に申請して市から認定証が交付されます。

1. 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期
 - ① 幼稚園・保育所・認定こども園
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期
 - ① 利用者支援事業
 - ② 時間外保育事業（延長保育事業）
 - ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
 - ④ 子育て短期支援事業
 - ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
 - ⑥ 養育支援訪問事業
 - ⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
 - ⑧ 一時預かり事業
 - ⑨ 病児・病後児保育事業
 - ⑩ ファミリーサポートセンター事業
 - ⑪ 妊婦健康診査事業
 - ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2. 健やかな子どもをはぐくむ環境づくり

- (1) 保幼小連携・小中一貫教育の推進
 - ① 「しそく子ども指針」に基づいた子育て支援の推進
 - ② 「しそくの子ども生き生きプラン」の推進
- (2) 就学前教育・保育の環境整備
 - ① 「宍粟市幼保一元化推進計画」の推進及び質の高い教育・保育の一体的提供
 - ② 質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実
- (3) 放課後子ども総合プランの推進
- (4) 特別な配慮が必要な子どもへの支援
 - ① 保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備
 - ② 関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

事業計画の量の見込みと提供体制

教育・保育提供区域

本市における教育・保育の提供区域は、全市的な取り組みやまちの構想に基づき、市民の移動実態を踏まえた施設・事業の整備等、敏速かつ柔軟に対応できるといった点を加味し、宍粟市全域を1圏域として設定します。

認定の区分と提供施設

新制度では、3つの認定区分に応じて幼稚園や保育所等の利用できる施設が決まります。施設等の利用を希望する場合には、認定を受ける必要があります。

認定区分、利用施設

- | | | | |
|------|----------------------|---|-----------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上、教育を希望 | → | 幼稚園、認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上、保育の必要性認定、保育を希望 | → | 保育所、認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満、保育の必要性認定、保育を希望 | → | 保育所、認定こども園
地域型保育事業 |

※宍粟市の公立幼稚園は、4～5歳児のみ利用可能です。3歳児の幼児教育の提供については、幼保一元化による認定こども園の整備により実施します。

教育・保育の量の見込み

単位（実人／年）

認定区分		実施時期				
		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
教育ニーズ (1号/ 3歳～5歳)	①量の見込（必要利用定員総数）	347	343	337	332	329
	②確保の内容 幼稚園、認定こども園	292	290	337	332	329
	②-①	△55	△53	0	0	0
保育ニーズ (2号・3号/ 0歳～5歳)	①量の見込（必要利用定員総数）	921	917	896	880	864
	②確保の内容 保育所、認定こども園	921	917	896	880	864
	②-①	0	0	0	0	0

○乳幼児期の教育・保育については、幼稚園及び保育所、認定こども園において提供体制を確保します。

○乳幼児期の教育・保育の提供に係る量の確保と質の向上については、宍粟市幼保一元化推進計画に基づく地域との協議の進捗状況を勘案しながら、利用者のニーズに沿った環境の整備を推進します。

○地域型保育事業（小規模保育事業等）については、子ども・子育て支援新制度における新規事業として、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	単位	見込み量（上段）／提供量（下段）				
		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
1.利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1
2.時間外保育事業（延長保育事業）	実人／年	107	106	104	102	100
		107	106	104	102	100
3.放課後児童健全育成事業 （学童保育所）	低学年 高学年 合計 実人／年	270	255	250	235	235
		112	110	109	109	103
		382	365	359	344	338
		355	355	355	344	338
4.子育て短期支援事業	延人／年	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
5.乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	実人／年	267	262	256	248	242
		267	262	256	248	242
6.養育支援訪問事業	実人／年	5	5	5	5	5
		5	5	5	5	5
7.地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター事業）	延人／月	1,639	1,625	1,592	1,554	1,513
		1,639	1,625	1,592	1,554	1,513
8.一時預かり事業 幼稚園での一時預かり その他の一時預かり	延人／年	17,859	17,819	17,383	17,124	16,966
		17,859	17,819	17,383	17,124	16,966
		4,811	4,783	4,670	4,575	4,486
		4,811	4,783	4,670	4,575	4,486
9.病児・病後児保育事業	延人／年	1,062	1,057	1,033	1,013	996
		0	0	0	0	996
10.ファミリーサポートセンター（就学時のみ）	延人／年	70	68	67	65	64
		70	68	67	65	64
11.妊婦健康診査事業	延人／年	3,360	3,256	3,192	3,088	3,040
		3,360	3,256	3,192	3,088	3,040

○本計画の策定にあたり行ったニーズ調査から、利用希望が確認できなかった事業についても、今後の保護者ニーズに対応できるように検討します。



健やかな子どもをはぐくむ環境づくり

- (1) 保幼小連携・小中一貫教育の推進
 - ① 「しそく子ども指針」に基づいた子育て支援の推進
 - ② 「しそく子ども生き生きプラン」の推進
- (2) 就学前教育・保育の環境整備
 - ① 「宍粟市幼保一元化推進計画」の推進及び質の高い教育・保育の一体的提供
 - ② 質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実
- (3) 放課後子ども総合プランの推進
- (4) 特別な配慮が必要な子どもへの支援
 - ① 保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備
 - ② 関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

計画の推進に向けて

1. 地域における推進体制

様々な分野での関わりが必要であり、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等と行政との連携・協働により取り組みます。

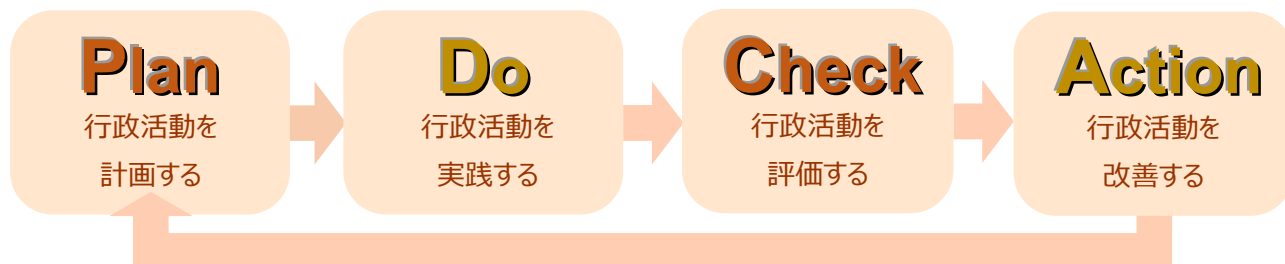
2. 庁内の推進体制

施策の推進にあたっては、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握し、連携を図り取り組みます。



3. 計画の進行管理

事業計画における量の見込みや確保方策、各事業などについて、定期的な進捗管理と評価を行い、PDCAサイクルに基づいた計画の進行管理に努めます。



宍粟市子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

発行年月：平成27年3月 発行：宍粟市 健康福祉部 社会福祉課
〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
TEL：0790-63-3067 FAX：0790-63-3062